

「多摩市地域福祉計画（素案）」に係る

パブリックコメント実施要領

1 件名

多摩市地域福祉計画（素案）に関するパブリックコメント（市民意見）募集

2 目的

本パブリックコメントは、「多摩市地域福祉計画」を策定するにあたり、以下の2点を目的として実施します。

- (1) 広くその内容を公表し、市民の意見を募ることにより、多摩市自治基本条例で定める市民参画の機会を保障すること
- (2) 市民から提出された意見等を考慮し、多摩市地域福祉計画（原案）を決定すること

3 事業内容

地域福祉計画の策定については、社会福祉法第107条において努力義務として規定されており、地域共生社会の実現に向けて、地域福祉の推進、地域生活課題の解決に向けた施策の設定及び支援体制の整備等を目的としています。

多摩市地域福祉計画については、2016（平成28）年に6年間（2017（平成29）～2022（令和4）年）の計画を策定しました。また、2019（令和元）年に中間見直しを行い、現計画（2020（令和2）年～2022（令和4）年）を策定しました。今年度が現計画の最終年度であり、2022（令和4）年度中に次期地域福祉計画（2023（令和5）年～2028（令和10）年）を策定することとしています。

策定にあたっては、市民アンケート調査、学識経験者や関係団体等により構成される「推進市民委員会」及び庁内の関係課長により構成される「庁内委員会」を実施しました。そして、それらの結果、意見を踏まえ、「多摩市地域福祉計画（素案）」をまとめました。

今回のパブリックコメントを踏まえて、本計画の原案を決定します。

4 閲覧資料

- ・多摩市地域福祉計画（素案）
- ・多摩市地域福祉計画（概要版）

5 閲覧場所

- (1) 市役所第二庁舎1階行政資料室
- (2) 多摩市公式ホームページ
- (3) 図書館本館
- (4) 多摩センター駅出張所
- (5) 聖蹟桜ヶ丘駅出張所
- (6) 永山公民館
- (7) 市役所4階福祉総務課
- (8) 市役所1階ロビー

6 対象者

市内に居住する者、働く者及び学ぶ者並びに市内で事業を営む者又は活動する団体等（多摩市自治基本条例第3条第2号に規定する「市民」）

7 意見募集期間

令和4年11月28日（月曜日）から令和4年12月19日（月曜日）まで

8 意見の提出方法・提出先

タイトル「多摩市地域福祉計画（素案）への意見」、住所、氏名及び意見を記入し、12月19日（月曜日）必着で以下のいずれかの方法により提出いただきます。

(1) 多摩市公式ホームページのインターネット手続き

(2) 郵送

(3) ファクシミリ

(4) 市役所福祉総務課窓口（市役所4階）への直接持参

(5) 「5 閲覧場所」に設置の意見投函箱への投函

※ 窓口への持参は、代理人によるものも含む

※ ファクシミリの場合は、送信後に要連絡

※ インターネット手続きの場合、送信後4日以内に受領メールが届かないときは要連絡

9 意見の取扱い、公表方法

公平性を確保するため個別の対応はせず、意見募集期間の終了後、全ての意見について整理した上で、市の考え方を付したものを、令和5年1月中旬をめぐりに行政資料室及び多摩市公式ホームページ等で公表します。

※ いただいたご意見は、氏名、住所を除き公表する場合があります。

10 その他必要な事項

(1) 意見募集期間中、本件に関する「市政への提言」などは、パブリックコメントとして取り扱い、原則として個別回答はしません。

(2) 記入漏れ、電話・口頭での意見は、パブリックコメントとして取り扱いません。